

建築物衛生法の事業登録が受けられる事業

| | |
|---|---|
| 1 | 建築物における清掃を行う事業 |
| 2 | 建築物における空気環境を測定する事業 |
| 3 | 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業 |
| 4 | 建築物における飲料水の水質検査を行う事業 |
| 5 | 建築物における飲料水の貯水槽の清掃を行う事業 |
| 6 | 建築物の配水管の清掃を行う事業 |
| 7 | 建築物におけるネズミその他の健康を損なう事態を生じさせつる恐れのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業 |
| 8 | 建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに水質検査であって、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業 |

登録は各営業所ごとに管轄の都道府県知事が行います

都道府県知事はその申請に係る営業所のその登録に係る事業を行うための機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項が厚生労働省令で定める基準に適合すると認めるときは、登録をしなければなりません。

登録を受けた営業所は登録事業者として表示できます！！

事業登録を受けると受けた営業所には登録事業者として表示することができます。登録を受けないと出来ない事業ではありませんが、登録していない場合、表示することはできません！！

登録の有効期限は6年間です！！



ビル管理法事業者登録しましょう！！